

大通達甲（備）第2号  
令和7年1月23日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

各 警 察 署 長 殿

警 察 本 部 長

大規模災害発生時における大分県警友会への支援要請について（通達）

大規模災害発生時等の警察職員の大量動員を要する事案対処時における一般財団法人大分県警友会（以下「警友会」という。）に対する警察活動への支援要請については、警友会との間で締結した「大規模災害発生時等における支援に関する協定」及びその運用について定めた「大規模災害発生時等における大分県警友会への支援要請について」（平成26年2月27日付け大通達甲（備）第2号）に基づき行っているところであるが、この度、前記協定を見直し、内容を一部変更した「大規模災害発生時における支援に関する協定」（以下単に「協定」という。）を締結したことに伴い、下記のとおり運用することとしたので、各警察署にあっては、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

## 記

### 1 協定の目的

協定は、大規模災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、警友会の会員による警察活動への支援を受けることにより、警察業務を円滑に推進し、県民の安全と安心を確保することを目的として締結したものである。

### 2 協定の内容

別添「大規模災害発生時における支援に関する協定」のとおり。

### 3 支援の要請等

#### (1) 支援の要請手続

ア 警察署長は、大規模災害発生時において、警友会の支援員（以下「支援員」という。）による支援（以下「支援」という。）が必要と認める場合は、支援要請申出書（第1号様式）により、警備部警備運用課長を経由して警察本部長に支援を申し出るものとする。

イ 警察本部長は、前記アに規定する申出を受けた場合において、支援が必要と認めるときは、警友会会長と事前に支援内容について調整の上、支援要請書（第2号様式）により警友会会長に支援を要請するものとする。

ウ 前記アに規定する申出及び前記イに規定する要請は、事態が急迫し文書によることができない場合は、口頭により行うことができるものとする。この場合においては、事後速やかに文書を送付するものとする。

#### (2) 支援の内容等

## ア 支援員の業務

警察官の権限を伴わない業務とし、おおむね次に掲げるものとされている（協定第4条第1項）。

- (ア) 支援に関わる情報を入手した場合の警察への連絡
- (イ) 各種警察活動に関する警察職員の補助
- (ウ) その他支援が必要と認められる事項

## イ 会員による情報提供

警友会の会員は、警察本部長からの支援要請の有無にかかわらず、次に掲げる情報を警察に提供するよう努めるものとされており（協定第4条第3項）、関係する警察署にあっては、提供された情報を有効に活用すること。

- (ア) 被災状況その他災害に関する事項
- (イ) 要配慮者（高齢者、障害者等一定の配慮を要する者）の安否及び動静に関する事項
- (ウ) 避難誘導及び救助の状況
- (エ) その他治安維持に必要と思われる事項

## (3) 支援の場所

支援の場所は、原則として、各支援員の住居地を管轄する警察署の管轄区域内において、警友会と警察本部が協議の上、決定した場所とされている（協定第4条第2項）。

## (4) 報酬及びボランティア保険

ア 支援員の活動は、報酬の伴わないボランティアとなることから、警友会及び支援員に対する報酬は支払わないこととされている（協定第6条）。

イ 警察本部は、支援の要請を行った場合は、支援員の活動中の怪我等に対応するため、ボランティア保険に加入することとされている（協定第7条）。

## 4 留意事項

### (1) 安全の確保

支援を要請した警察署は、支援員の安全確保に十分に配慮するとともに、支援員が円滑に活動できるよう資機材の整備等に配慮すること。また、前記3(2)イの警友会の会員による情報提供を受けた警察署は、警友会の会員があえて危険な現場で活動を行わないよう、十分に注意すること。

### (2) 支援活動の時間等

支援員の支援活動は、週3日程度、午前9時から午後5時までの間の6時間程度で実施するとの意向が示されているので、支援要請の参考とすること。

(警備運用課災害対策係)

## 大規模災害発生時における支援に関する協定

一般財団法人大分県警友会（以下「甲」という。）と大分県警察本部（以下「乙」という。）は、甲の社会貢献活動の一環として実施する、大規模災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害発生時」という。）における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、甲から支援を得ることで、乙の業務を円滑に推進し、もって県民の安全と安心を確保することを目的とする。

### （支援の要請手続）

第2条 乙は、大規模災害発生時において、必要があると認めるときは、甲に対し、支援を要請するものとする。

2 前項の規定による乙の支援要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、事態が急迫し文書によることができない場合は、口頭等によることができる。

- (1) 要請の種別
- (2) 要請の理由
- (3) 履行の期日又は期間及び時間
- (4) 履行の場所
- (5) 要請の人数
- (6) 要請の内容
- (7) その他必要な事項

3 乙は、口頭等により支援要請をしたときは、事後速やかに文書を送付するものとする。

4 乙は、第1項の規定による支援要請について変更が生じたときは、その都度、甲に通知するものとする。

5 乙は、支援を得る必要がなくなったときは、速やかに文書等により甲に通知するものとする。

### （支援員の選定等）

第3条 甲は、乙から前条第1項の規定による支援要請を受けたときは、乙と協議した上、大分県警友会各支部（以下「各支部」という。）に対し、支援員の派遣を要請するものとする。

2 前項の規定による派遣要請を受けた各支部は、会員の希望者の中から支援員を選定するものとする。また、速やかに支援員名簿（以下「名簿」という。）を甲

へ提出するものとする。

3 甲は、各支部から提出された名簿を速やかに乙へ送付するものとする。

#### **(支援の内容等)**

第4条 乙が第2条第1項の規定により甲に要請する支援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援に関わる情報を入手した場合の警察への連絡
- (2) 各種警察活動に関する警察職員の補助
- (3) その他支援が必要と認められる事項

2 支援員は、前項に掲げる支援を実施するため、原則として支援員の住居を管轄する警察署管内において、甲乙が協議の上、決定した場所で活動するものとする。

3 地震、津波、大雨等の自然災害や、大規模な火災等の災害により、現に大きな被害が発生したとき、甲及び甲の会員は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に対し、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。

- (1) 被災状況その他災害に関する事項
- (2) 要配慮者（高齢者、障害者等一定の配慮を要する者）の安否及び動静に関する事項
- (3) 避難誘導及び救助の状況
- (4) その他治安維持に必要と思われる事項

#### **(安全の確保)**

第5条 本協定の活動は、甲の会員に対し、危険な現場での活動を求めているものではないので、甲は会員の安全に強く配慮し、甲の会員は自らの安全に強く留意しなければならない。

2 乙は、支援員に対し、支援の内容に応じて安全の確保に十分に配慮するとともに、支援員が円滑に活動できるよう資機材の整備等必要な環境の整備に努めるものとする。

#### **(経費の負担)**

第6条 乙は、第2条の規定による支援要請を行った場合において、甲及び支援員に対する報酬は支払わないものとする。

#### **(ボランティア保険)**

第7条 乙は、甲に支援を要請したときは、要請の人数についてボランティア保険に加入するものとする。

#### **(秘密の保持)**

第8条 甲及び甲の会員は、この協定の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

#### **(協議)**

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項につい

ては、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間及び継続)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに甲乙のいずれからも継続しない旨の書面による通知がないときは、前項の規定にかかわらず、有効期間を1年間延長するものとする。翌年度以降、有効期間が満了したときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月13日

甲 一般財団法人 大分県警友会

会長 姫野 静 男

乙 大分県警察本部長

警視長 種 田 英 明

第1号様式

支 援 要 請 申 出 書

第 年 月 日  
号

大分県警察本部長 殿

警察署長

大規模災害発生時における支援に関する協定に基づき、次のとおり警友会に対する支援要請の申出をします。

1 要請の種別	
2 要請の理由	
3 履行の期日又は期間及び時間	
4 履行の場所	
5 要請の人数	
6 要請の内容	
7 その他必要な事項	

第2号様式

支 援 要 請 書

年 月 日

一般財団法人  
大分県警友会会長 殿

大 分 県 警 察 本 部 長

大規模災害発生時における支援に関する協定に基づき、次のとおり支援を要請します。

1 要請の種別	
2 要請の理由	
3 履行の期日又は期間及び時間	
4 履行の場所	
5 要請の人数	
6 要請の内容	
7 その他必要な事項	